

東京都農林・漁業振興対策審議会条例（昭和31年条例第97号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成24年11月7日

東京都知事代理

副知事 猪瀬 直樹

記

1 諮問事項

- (1) 「東京における持続可能な水産業の方向」について
- (2) 「東京における持続的な森林整備と林業振興」について

2 諮問理由

- (1) 「東京における持続可能な水産業の方向」について

東京の水産業は、内水面から東京湾、島しょ海面の広範囲で営まれており、都民へ新鮮な魚介類を提供するとともに、地域の重要な産業となっている。特に島しょ地区における水産業は、地域の維持発展に不可欠であり、その振興は重要である。

これまで東京都は「水産業振興プラン（海編）、（川編）」を策定し、低・未利用魚の活用や関東近県の漁業者と連携した資源管理の取組などを進めてきた。その結果、漁業関係者の活動が活発化するなどの動きが見られてきている。

しかし、近年漁獲が一部の魚種に著しく偏ってきているほか、漁業者の高齢化が急速に進行するなどの課題も顕在化しており、将来を見据えた水産資源の活用のあり方など、新たな視点を加えた施策を講じることが必要となっている。

そこで、東京の水産業を取り巻く課題に対して、より有効な施策を打ち出すため、東京における持続可能な水産業の方向について諮問する。

(2) 「東京における持続的な森林整備と林業振興」について

東京の森林は、木材供給をはじめ、水源のかん養、土砂災害や洪水の防止など、多面的な機能を有する、次世代に引き継ぐべき貴重な財産である。また、林業は、伐採・利用・植栽・保育という森林の循環を担っており、地域経済に不可欠な産業である。

東京都では、豊かな都民生活に貢献する森づくりを推進するため、平成21年3月に「森づくり推進プラン」を策定し、スギ花粉発生源対策や森林施業の集約化、林道等の基盤整備などに取り組んできた。その結果、これまで停滞していた伐採や材の搬出が促進され、再生へ向けて森林の循環が動き出した。

しかし、施業の集約化や林道等の路網整備がまだまだ不十分なことなどから、林業の高コスト構造が改善されず、木材価格が低迷している中で、林業経営は難しくなっている。また、平成23年4月に森林法が改正され、効率的な林業経営を目指す森林経営計画制度が導入されたことなどから、東京都においても制度変更を踏まえた対応が必要である。

そこで、東京の森林・林業を取り巻く課題に対して、より有効な施策を打ち出すため、東京における持続的な森林整備と林業振興について諮問する。